

### 市民憲章

- くわたくしたち八尾市民は
1. 若い力をそだてましょう。
  1. あたたかい心でまじわりましょう。
  1. みどりのまちをつくりましょう。
  1. 文化財をたいせつにしましょう。
  1. 働くよろこびに生きましょう。

### 人の動き(昭和54年1月1日現在)

|     |         |   |         |
|-----|---------|---|---------|
| 総数  | 269,671 | 男 | 135,280 |
| 世帯数 | 82,986  | 女 | 134,391 |

発行所 大阪府八尾市役所 八尾市本町1丁目 TEL (91-3881)  
印刷所 サンケイ総合印刷株式会社

## 不快なUターン 公害が増えています

### 昭和52年度公害白書

市では、昭和52年度の市内の公害の状況をまとめた「八尾市の公害」をこのほど発表しました。

それによりますと、公害に関する苦情は前年の164%と急増し、大気汚染や、河川の汚濁は増加の傾向で、公害のUターン現象がおきています。

公害の苦情は、3年間ほど年間140件程度で45年当時の半数に減っていましたが、52年度には228件と増えています。この内、工場建築現場やカラオケなどによる騒音の苦情が最も多く、その他工場や野焼によるばい煙や悪臭、油の流出、着色排水による河川のごみなどが主なものとなっています。

大気汚染では、二酸化硫黄は環境基準内ですが、窒素酸化物(NOx)、浮遊粉じん、オキシダントはまだ環境基準をこえています。市内河川は、家庭排水の影響をもちにうけまた工場排水と合わせてすべての流域で前年よりよごれがひどくなっています。

工場等の新築は年間94件でしたが、その内苦情発生原因になりやすい貸工場が42件も建てられ、貸工場件数は前年(19件)の2倍以上も増えています。

以上のことから公害の状況は、43年~46年に公害関係法や府条例で規制を行い大幅に減少させてきましたが、市内の都市化の進行や不況が長びき公害防止経費の節約などにより逆転現象がおきています。

公害から生命や自然を守るためには、私たちひとりひとりが注意し、監視することが大切です。



## ご注意 子どもの火遊び



昭和53年消防統計

昨年中に発生した火災は194件でした。これによると市内のどこかで45時間に1回の割合で火災がおこり、年間を通じて死者1人、傷者27人が発生し、約1億9千万円の財産が灰になったこととなります。

火災種別では、建物火災=145件、林野火災=4件、車両火災=11件、その他=34件となっています。

これを原因別にみると、第1位が「火遊び」(35件)で、前年第4位(16件)であったものがいっしょにトップです。

第2位が「たばこ」(26件)、第3位「風呂の空だき」、第4位「たき火」、第5位「天ぷら油」の順となっています。

出火原因の調査結果をまとめますと、失火=75.3%、弄火(火あそび)=18%、不明火

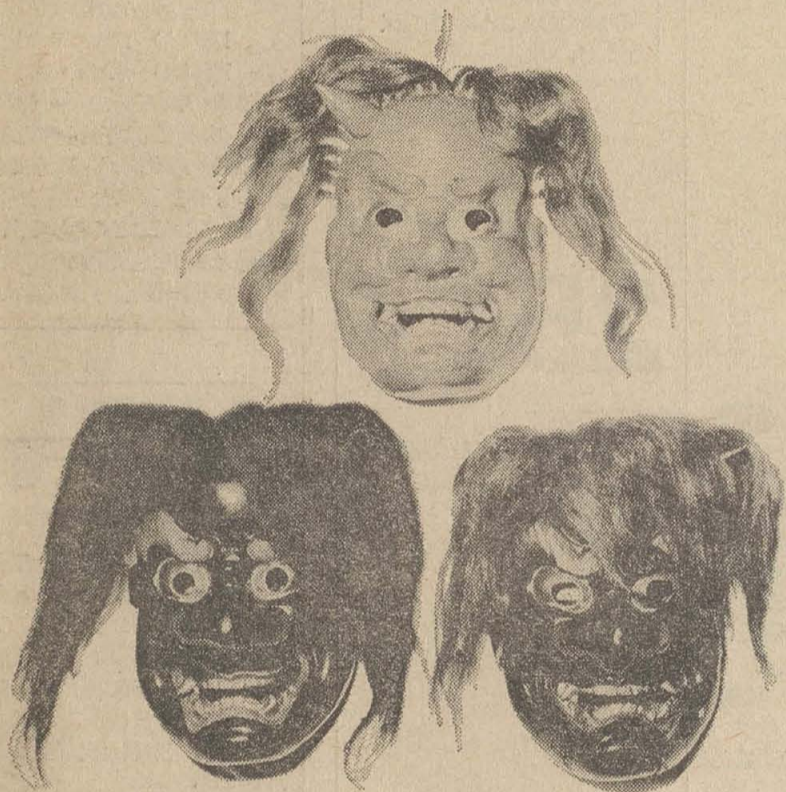
=4.6%、放火(放火の疑いを含む)=2.1%の順となっていて、火災原因の大半は火気の取り扱いの不注意や不始末から発生していることがわかります。

《救急出場件数》…救急車の出場状況件数は5,797件、搬送人員は5,465人で前年に比べ112件、102名の減少です。

事故原因では、急病=3,244件、一般負傷=819件、交通事故=705件となっています

◎これから春先にむかい林野には落葉、枯木など燃えやすい物の堆積に加え、異常乾燥気象などによって火災発生の危険度が高くなります。

林野での火気取り扱いに注意しましょう



## 追儺式 (鬼おい式)

### 八尾天満宮

近所の青年団から、さそわれて初めて鬼おい式に出てからもう33年になりますわ。そのころは鬼や天狗、おたふくなんかの面も紙やったんでっせ。

獅子頭は今のよりひとまわり大きくて、はじめは歩くかっこうからおそりました今では教える方にまわってますけどなあ。

赤鬼、青鬼、黒鬼といった登場人物(?)は総勢14人、このうち9人が小学生です。毎年千人ぐらい見に来はるんとちがいまっか。そんな中で境内を松明(たいまつ)

をもって暴れまわるんですさかい、いくら面はつけててもはじめは子どもらもはずかしがります。そやけどなれてきたらみな天満宮境内せましと走りまわってますわ。

お話し……大倉健一さん(本町2丁目在住、49歳)

追儺式……心の鬼、人の世の鬼など一切のつみけがれ、病氣などをきよめるための除災神事で、府下でも節分行事としてこの追儺式が行われるのは八尾天満宮だけ。(2月3日の夜)本町4丁目





2/11 (日)

<手話サークル「やつで」の学習会に参加しませんか> 手話の技術とろうあ問題をともに学ぼうと「やつで」では、市民のみなさんに参加を呼びかけています。

12 (月)

乳幼児健康相談 (10ヵ月児) 9.15~11.00 八尾保健所 不用犬の受付 9.30~12.00 13.00~16.00 八尾保健所

13 (火)

風疹抗体検査 9.15~11.00 八尾保健所 高血圧相談 13.00~14.00 八尾保健所

14 (水)

幼児歯科相談 (フッ素塗布初回・1歳6ヵ月児) 9.15~11.00 13.00~14.00 八尾保健所

15 (木)

家児 法律 消費 職業 婦人スポーツ教室 (卓球) 13.00~16.00 教育センター

16 (金)

家児 青少 教育 身障 消費 乳幼児健康相談 (10ヵ月児) 9.15~11.00 八尾保健所

17 (土)

<本の返却は期限内に> 市立図書館 (☎93-3606) の本はみんなの本です。

18 (日)

結婚 心配 <厄払いのぜんざい> 表町商店街有志、八尾ロータリー、八尾中央ライオンズ

19 (月)

教育 家児 青少 消費 不用犬の受付 9.30~12.00 13.00~16.00 八尾保健所

20 (火)

更生 家児 消費 風疹抗体検査 9.15~11.00 八尾保健所

21 (水)

家児 教育 青少 消費 人権 幼児歯科相談 (フッ素塗布初回・1歳6ヵ月児) 9.15~11.00

22 (木)

家児 法律 消費 婦人スポーツ教室 (卓球) 13.00~16.00 教育センター

23 (金)

家児 教育 青少 身障 消費 乳幼児健康相談 (1歳6ヵ月児) 9.15~11.00 八尾保健所

24 (土)

<ご注意> 松原市では、2月末日まで野ねずみ駆除のため、全域で劇物を使用されますので、隣接地区のみなさんにはご注意ください。

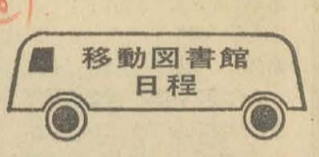
25 (日)

勤労者生活相談 13.00~16.00 社会福祉会館



第10回消費者デーを次のとおり行います。

- <日程> 2月14日(水) 八尾本町センター 山本中央市場、立華市場



- 2月16日(金) 刑部公園 7永畑小 17日(土) 竹淵小

- 心配 = 心配ごと相談
- 身障 = 身体障害者相談
- 結婚 = 結婚相談 いずれも13時~16時 社会福祉会館で

勤労者市民マラソン大会に参加しませんか

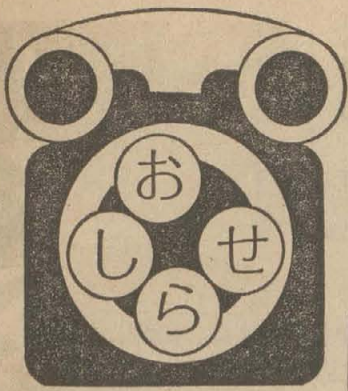
市では市制施行30周年を記念して勤労者市民マラソン大会を開催します。体力の維持向上、健康増進にとって運動は大切ですが、勤労者は運動不足になりがちです。

マラソンコースは高安山々麓です。郷土の歴史を語る遺跡・史跡の豊富な所で空気もとてもきれいです。

その家族の方 ☆種目 8km 一般男子 (高校生を含む)、3km 男子 (一般壮年、中学生) 女子 (一般で35歳以下)、1.5km程度

☆集合場所 南高安中学校午前9時30分集合 ☆申し込み 2月10日(土)までに社会福祉会館内福祉厚生課 (☎91-3881 内線290) まで。





市役所 ☎ 91-3881

テレホンサービス  
でんわ  
94-8480  
94-8481

### 福祉

#### ■老人介護人を派遣しています

一時的な傷病(かぜ、骨折など)などにより、日常生活を営むのに支障がある老人に対し、老人介護人を派遣しています。

☆派遣対象 一時的な傷病などにより日常生活を営むのに支障がある、おおむね65歳以上の低所得の人で介護を行う人を得られない場合

☆介護の内容 食事の世話、住居の掃除、身のまわりの世話、生活必需品などの買物、医療機関などとの連絡、その他必要な用務など

☆申し込み 介護人の派遣を希望される人は、社会福祉会館内福祉厚生課まで

#### ■愛の献血運動 ☎91-1161

大阪府の移動採血車による愛の献血運動を次のとおり行います。

☆とき・ところ 2月16日(金)＝八尾市農協会館、2月21日(水)＝市役所市民ホール前 時間はいずれも午前10時～午後3時

### 税金

#### ■固定資産課税台帳の縦覧期間を変更します

内線 256

固定資産課税台帳の縦覧は、地方税法の規定により、毎年3月1日から20日まで関係者に縦覧していますが、昭和54年度は地方税法の一部改正が見込まれるため、縦覧期間を次のとおり変更します。

☆縦覧期間 4月9日(月)～4月28日(土) 午前9時～午後5時(土曜日は正午まで)

☆縦覧場所 市役所裏プレハブ庁舎(市民ホール裏)

#### ■固定資産税第4期分納期限は今月26日です

内線 266

今月26日は、昭和53年度固定資産税第4期分納期限です。お忘れなくお納めくださるようお願いいたします。

また、昭和53年度市・府民税については、すでに全て納期がすぎているので、まだの方は早急にお納めくださるようお願いいたします

#### ■納税証明書の請求はお早めに

☎92-1251

3月は所得税の確定申告期のため、事務がこみあいますので、納税証明書の交付を請求されても、当日お渡しすることが困難な場合がありますので、なるべく2月中に請求してください。

なお、53年分の納税証明を請求されるときは「確定申告書」と「領収証書」をご持参ください。

#### ◎還付の申告はお早めに

税金の還付を受けるための確定申告書は、2月16日以前でも受け付けています。確定申告書はできるだけ2月中に出してください。

#### ◎振替納税を利用してください

納税には便利で安全・確実な振替納税制度をご利用ください。

### 相談

#### ■年金相談所を開設します

☎06-723-6001

東大阪社会保険事務所管内では健康保険と厚生年金、国民年金などのあらゆる社会保険に関する相談に応じるため、次のとおり相談所を開設しますのでご利用ください。

☆とき 2月13日(火) 午前10時～午後4時

☆ところ 八尾商工会議所 かわしくは、東大阪社会保険事務所まで。

#### ■勤労者生活相談をご利用ください

内線 290

「年金のことがよくわからない」「労働災害だと思いが手続き方法は……」「週休2日制と賃金との関係は……」「雇用保険とは……」などわからないこと、困ったことがあれば、勤労者生活相談をお気軽にご利用ください。

☆とき 毎月第1・第3水曜日と最終日曜日、午後1時～4時

☆ところ 社会福祉会館

なお、最終日曜日は、年金、保険などを中心に相談をお受けします。また、相談日以外は、福祉厚生課労働福祉係でお受けします。

#### ■確定申告の相談は、無料相談所をご利用ください

☎92-1251

確定申告についての、無料相談所を次のとおり開設します。

☆とき・ところ 八尾商工会議所＝2月16日～3月15日(土曜午後、日曜を除く) 労働会館＝2月21日～23日、3月7日～9日 大正相互恩智支店＝2月20日、21日、3月5日、6日 弓削会館＝2月20日、21日 志紀文化センター＝3月7日～9日 八尾市農協久宝寺支店＝2月22日、23日、3月5日、6日 八尾市農協竜華支店＝2月21日～23日、3月6日～8日

時間は、いずれも午前10時～午後4時。

### 防災防犯

#### ■ゴミ容器の販売にご注意

☎91-7346

最近、市内で清掃のものが、ゴミ箱を買わないとゴミ収集ができないといった、高価なゴミ箱を売りつけようとする悪質な押し売りが発生し、市民からの連絡や問い合わせが清掃事業所に来ています。清掃事業所ではいっさいゴミ箱などは販売しませんので、もしそのようなものがあなたの家に来ましたら、すぐ連絡して下さるようお願いいたします。

### 水道

#### ■寒さから水道管をまもりましょう

☎22-1661

2月は1年中でもいちばん寒い季節なので、凍結による水道管の破れつ事故がおこりやすくなります。

52年2月の全国的な寒波では、八尾市でも5日間で、2,300件以上の凍結事故がありました。

もし、お宅に屋外に露出している水道管や水せん柱があれば、いまずぐに、縄、布、ポリエチレンテープなどを巻いて保護してください。

水道局では、簡単に管の保護ができる保温テープを1m65円でおわけしています。

#### ■水道メーターはいつも見やすく

☎22-1661

水道メーターの上やまわりに物を置かれると、検針をするときに大変困ります。水道メーターはいつも見やすくしておいてください

また、犬を飼っているお宅では水道メーターから離れたところにつないで置いていただくようお願いいたします。

野井戸・野つばには近づかないようにしましょう

### スポーツ

#### ■少年剣道級位審査会の開催

☎23-5101

八尾市剣道協会では、少年剣道級位審査会を次のとおり開催します。

☆とき 3月4日(日) 午前9時～

☆ところ 高美中体育館

☆対象 小学1年～6年生

☆審査内容 基本級の部、少年級の部(防具着用のこと)

☆参加料 300円

☆申し込み 2月20日(火)午後5時まで(ただし、土曜日は12時まで)に、清水町1丁目の市立教育センター内体育青少年課まで(保護者の承諾書が必要です)

### その他

#### ■保険課の一部事務が保健センターに変わりました

従来、保険課で行っていた成人病検診、などの業務は、先月27日から市立保健センター(青山町4丁目)に変わりました。

お問い合わせなど、かわしくは保健センター(☎93-8600)まで。

#### ■農業特産物展示品評会の表彰式を行います

内線 324

市制30周年記念八尾市農業特産物展示品評会の表彰式と記念講演を次のとおり行います。

☆とき 2月20日(火)午後1時30分

☆ところ 八尾市農協会館

☆講演 「都市農業を考える」 講師 大西茂雄氏(大阪府立大学農学部講師)

#### ■婦人会館からのお知らせ

☎22-6185

☆新生活の結婚式 衣しょう、式代など全部で1人300円

☆お裁教室 毎週木曜日(月謝2,000円)

申し込みなど、かわしくは同会館まで。

### ●三種混合・二種混合予防接種を行っています

三種混合および二種混合予防接種を次の日程(表2)で実施しています。

二種混合第1期については、この7月～9月実施分で打ち切る予定でしたが百日咳の流行などにより、継続して実施することになりました。

今回は各会場で三種混合と二種混合を同時に実施しますので、表1をよく読んでどれに該当するのか、確認したうえで表2の指定会場を受けてください。

なお、引き続き定期的に保健センターで実施する予定ですので予備会場は設けておりません。

☆対象者 表1のとおり

☆日程 表2のとおり

☆受付時間 午後2時～3時20分

☆持参するもの 問診票(黄色)、母子手帳、スリッパおよび履物を入れる袋

☆その他 禁忌事項など予防接種手帳をよく読むこと

かわしくは保健センター(☎93-8600)まで。

| 第一期該当  | 条件                         | 該当年齢        | 種類別      |
|--|----------------------------|-------------|----------|
| 今までに二種混合予防接種を受けていないまたは、第一期として3回受けたところ1回しか受けていない人 | 百日咳にかかっていない                | 生後24ヵ月～48ヵ月 | 三種混合(3回) |
|  | 百日咳にかかった                   | 生後48ヵ月～72ヵ月 | 二種混合(3回) |
|  |                            | 生後72ヵ月以上    | 二種混合(1回) |
| 二種混合第1期完了者(2回または3回接種済)                           | 第1期完了後1年以上経過している(1年半以上でも可) | 生後24ヵ月～72ヵ月 | 二種混合(1回) |
|  | 第1期完了後1年半以内の期間             | 生後72ヵ月以上    | 二種混合(1回) |
|  | 第1期完了後1年以上経過している           | 生後24ヵ月～66ヵ月 | 三種混合(1回) |
| 三種混合第1期完了者(個人での任意接種及び他市からの転入者で前住地で受けた人)          |                            | 生前66ヵ月～72ヵ月 | 二種混合(1回) |

昭和53年度三種混合・二種混合予防接種日程表 (表2)

| 実施日     |          |          | 実施会場  | 会場番号 | 実施日      |          |          | 実施会場 | 会場番号 |
|---------|----------|----------|-------|------|----------|----------|----------|------|------|
| 1回目     | 2回目      | 3回目      | 安中幼   | 2    | 1月17日(水) | 2月14日(水) | 3月13日(火) | 北山本幼 | 5    |
| 1月8日(月) | 1月29日(月) | 2月26日(月) | 桂解放会館 | 16   |          |          |          | 山本小  | 14   |
|         |          |          | 中高安幼  | 4    | 18日(木)   | 15日(木)   | 14日(水)   | 竜華小  | 6    |
| 9日(火)   | 30日(火)   | 27日(火)   | 曙川小   | 12   |          |          |          | 竹淵小  | 7    |
|         |          |          | 久宝寺小  | 1    | 19日(金)   | 16日(金)   | 15日(木)   | 大正幼  | 9    |
| 10日(水)  | 31日(水)   | 28日(水)   | 永畑幼   | 8    |          |          |          | 八尾小  | 15   |
|         |          |          | 志紀幼   | 13   | 22日(月)   | 19日(月)   | 16日(金)   | 用和小  | 3    |
| 16日(火)  | 2月13日(火) | 3月12日(月) | 南高安小  | 10   |          |          |          | 安中   |      |
|         |          |          | 南山本小  | 11   |          |          |          | 解放会館 | 17   |

#### 《犬は正しく飼いましょう》

☎91-3881 内線 360

☆年1回の登録と年2回の狂犬病予防注射を受けさせることは飼い主に義務づけられています。

☆犬は放し飼いにせずくさりでつないで飼いましょう。

☆犬は捨てないようにしましょう。

☆不用品は保健所(☎94-0661)で引き取ります。

☆不用品をふやさないためにも避妊手術を受けさせるようにしましょう。

☆人を咬んだ犬の飼い主は保健所に届けなければならない。

☆犬を十分制御できる人が運動につれ出すようにしましょう。

☆道路、公園等で排せつしたふんは飼い主が責任をもって処理しましょう。

#### 《飼犬登録手数料の改正》

☎91-3881 内線360

狂犬病予防法施行細則の一部改正に伴い、飼犬登録手数料が4月1日より2,000円になります。

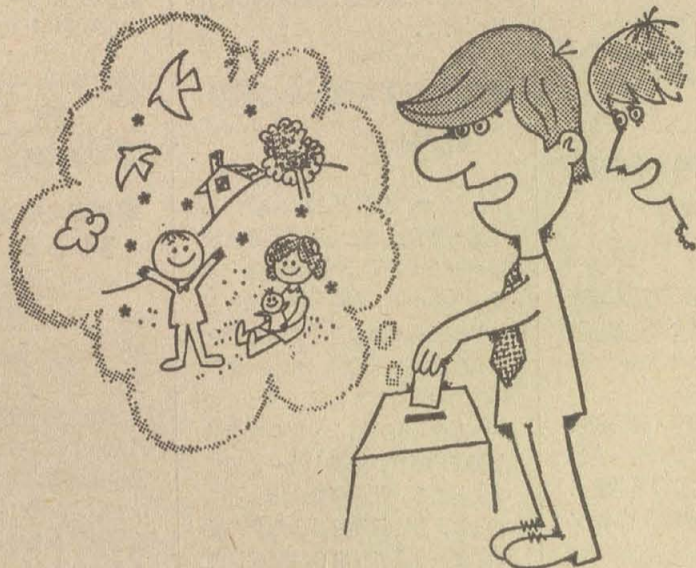


# 府議・府知事選の投票日 4月8日 市議・市長選の投票日 4月22日

統一地方選挙の投票日がきました。  
これから4年間の府政をたくす「大阪府議  
会議員および知事一般選挙の投票日」が4月  
8日、市政をたくす「八尾市議会議員および  
市長一般選挙の投票日」は4月22日です。明  
るいきい選挙を行い、むこう4年間の府  
政ならびに市政を安心してまかせられる人  
を選びましょう。

### ■八尾市で投票できる人

- ◇府議・知事選挙
- 1、昭和34年4月9日以前に生まれた人で昭和53年12月12日までに住民登録をした人
  - 2、昭和53年12月8日から昭和54年4月7日の間に大阪府内に転出した人【ただし、現(新)住所地の市役所市民課で居住証明書をもらい、投票所で提示しなければなりません】
- ※他府県へ転出した人は投票できません。
- ◇市議・市長選挙
- 1、昭和34年4月23日以前に生まれた人で昭和54年1月10日までに住民登録をした人
- ※八尾市を昭和54年4月21日以前に転出された人は投票できません。
- ◎八尾市内で住所を変えられた人で、今年3月12日までに転居届け出をされた人は転居先の投票所で、3月13日以降に届け出された人は転居前の投票所で投票してください
- ◎選挙人名簿に名前がのっているかどうかを確認したい人は、選挙事務局(☎91-3881 内線 522・523)までお問い合わせください



正しい投票 明るい未来

### ■重度身体障害者は、郵便による不在者投票ができます

身体障害者手帳、または戦傷病者手帳(以下手帳)を持っている人で、次のいずれかに該当する人に限り自宅で不在者投票ができます。

☆該当する人 ①1級もしくは2級(盲人を除く身体障害者)、または特別項症から第2項症(戦傷病者)の人で、手帳に両下肢もしくは体幹の障害(歩行できないもの)として記載されている人。②1級もしくは3級(身体障害者)または、特別項症から第3項症(戦傷病者)の人で、心臓、じん臓、もしくは呼吸器の障害と記載されている人。

☆申請および請求 手帳を提示して文書で郵便投票証明書の交付を申請してください。この証明書の有効期限が満了する人は早いに新規の申請をしてください。次に、告示の日から投票日の4日前までにその郵便投票証明書を添えて、投票用紙および投票用封筒の請求をしてください。

申請および請求はいつでも選挙事務局まで

### 立候補に関する説明会を開催

市議・市長選に立候補される人を対象に次のとおり立候補に関する説明会を開催します。

☆とき 3月2日(金)午後1時30分～

☆ところ 市民ホール(市役所内)

当日、立候補に必要な関係諸紙をお渡します。必ず印かんを持参してください。

## 市の話題

### ●文化財の防火点検を実施

先月24日、市消防本部では、市内の重要文化財や古文化財をもつ6社寺の立入り防火点検を行いました。

これは、1月26日の文化財防火デーを前に行ったもので、今回は木造11面観音立像(重文)を持つ恩智の感応院と、木造制札(重文)や木造男女神像(府重要美術品)などがある神立の玉祖神社、それに善光寺(垣内)、渋川神社(渋川町)、願証寺(久宝寺)、勝軍寺(太子堂)で、消火器の設置場所や灯油の保管は安全かどうかなどを点検していました。

### ●市立高安中に図書寄贈

生徒のみなさんに読んでもらってください。と、このほど大竹の金井和夫さんから、高安中学校に図書の寄贈がありました。

寄贈された本は、金井さんの娘さんたちが中学生時代によく読んだ本で、少年・少女世界文学全集、日本の歴史、新日本文学全集など歴史物の文学全集がほとんどで、合計366冊もありました。

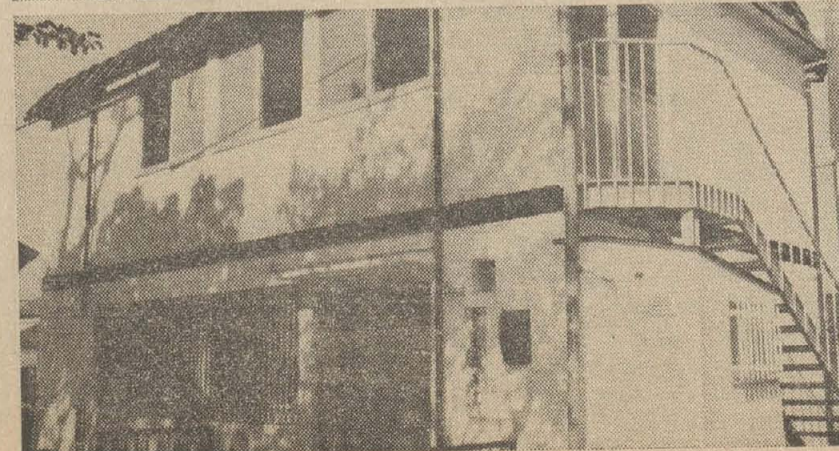
学校では、さっそく図書室の本棚にならば生徒たちに利用できるようにしました。

### ●市民の好意で集会所完成

このほど、太田1丁目に待望の「太田地区免田町集会所」が完成しました。

大正中期に建てられた以前の集会所は老朽化し、何とか新集会所をと話していたところ幸い太田1丁目の田中茂樹さんから「建設用地を寄付しましょう。との話があり、新集会所の建設にかかっていたものです。

新集会所は鉄骨2階建てで「いままでのように雨もりもなくになりました。と、地元の人たちは喜んでます。



## 公害健康被害者の救済制度

市では昨年6月2日より大気汚染によって「慢性気管支炎」「気管支ぜん息」などにかかっておられる方に、医療費の無料給付や、障害補償費・遺族補償費等の支給、また家庭療養用具の貸与・児童等を空気の清浄な自然環境において保養させる等の事業を行っています。

これらの各種給付をうけるためには、公害健康被害者として認定されることが必要です。認定をうけるためには、次の要件を備えていなければなりません。

- (1) 指定疾病—慢性気管支炎・気管支ぜん息・ぜん息性気管支炎・肺気腫、およびこれらの続発症
- (2) 申請のとき—一定期間以上指定地域内に通勤・通学し、そこで8時間以上過ごしている場合

◎次の区域は指定地域より除外されています

国道170号線(大阪外環状線)以東、弓削町1～3丁目、弓削町南1～3丁目、大字弓削の内国道25号線以南、大字田井中、大字老原、大字南木の本、大字太田の内府道(旧大阪中央環状線)以東、太田1～9丁目、大字沼、沼1～4丁目

☆認定をうける方法 所定の認定申請書に住居票または通勤・通学証明書、所定の主治医診断書を添付して申請してください。申請されますと八尾市立病院で医学的検査をうけていただきます。これらの関係書類によって八尾市公害健康被害認定審査会の意見をきき認定の可否をきめ申請者に通知します。認定された方には公害医療手帳を交付します。

☆申請の手続き 申請の手続きに必要な申請用紙等の交付は、公害課公害補償係で行っています。

この制度についてのお問合せは同係(☎91-3881 内線 366・367)におよせください。